

広島県公安委員会公告第82号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和7年6月2日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条第1項に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施期日及び場所等

講習区分	実施期日	実施場所	定員
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）に係る新規取得講習	令和7年8月25日（月）から 令和7年8月29日（金）までの 午前8時30分から午後6時まで	広島市中区千田町一丁目5番2号 一般社団法人広島県警備業協会 研修室	50人 程度
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）に係る新規取得講習	令和7年8月25日（月）から 令和7年8月29日（金）までの 午前8時30分から午後6時まで		5人 程度
2号業務に係る追加取得講習	令和7年8月28日（木）及び 令和7年8月29日（金）の午前 8時30分から午後6時まで		10人 程度
4号業務に係る追加取得講習	令和7年8月28日（木）及び 令和7年8月29日（金）の午前 8時30分から午後6時まで		10人 程度

注 講習最終日には修了考査を行い、修了考査合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

3 受講対象者等

(1) 新規取得講習

受 講 対 象 者	提 出 す る 書 類	必 要 な 添 付 書 類
最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者	警備員指導教育責任者講習受講申込書1通 ※ 受講申込書に必要事項を記入し、申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真を貼付すること。	○ 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る書面 ○ 履歴書
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者		○ 1級検定に係る合格証明書の写し
検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの		○ 2級検定に係る合格証明書の写し ○ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者		○ 旧1級検定に係る合格証の写し
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの		○ 旧2級検定に係る合格証の写し ○ 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面

注 警備業者等が既に廃業しているなど、当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面を提出することができないことについてやむを得ない事情があ

る場合には、当該事情を疎明した上で、当該区分の警備業務に従事した期間について誓約する書面及び履歴書を提出すること。

(2) 追加取得講習

受講対象者	提出する書類	必要な添付書類
資格者証等の交付を受けている者であって、受講する警備業務の区分について上記(1)のいずれかに該当するもの	○ 上記(1)に掲げる書類 ○ 資格者証等の写し	受講対象者に該当することを疎明する上記(1)に掲げる添付書類

4 受講申込手続等

(1) 受講申込書の提出期間

受講申込書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、定員になり次第締め切る。

ア 2号業務及び4号業務に係る新規取得講習

令和7年6月30日（月）から令和7年7月4日（金）までの午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く。）まで

イ 2号業務及び4号業務に係る追加取得講習

令和7年7月7日（月）から令和7年7月11日（金）までの午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く。）まで

(2) 受講申込書提出先

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

なお、郵送や代理人等による申込みは認めない。

(3) 受講申込書の入手方法

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取るか、広島県警察のホームページから様式をダウンロードすること。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 2号業務に係る新規取得講習 38,000円

イ 4号業務に係る新規取得講習 34,000円

ウ 2号業務に係る追加取得講習 14,000円

エ 4号業務に係る追加取得講習 10,000円

(2) 納付方法

受講手数料は、講習初日の受付の際に納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 持参物

筆記用具、警備業関係法令集等

7 講習の委託

この講習は、一般社団法人広島県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問合せ先

- (1) 広島県警察本部生活安全部生活安全総務課
電話 (082) 228-0110 内線3038、3039
- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課